

ID: 71

担当部署: 健康福祉部 いきいき高齢課

処分の概要	支給の停止及び返還		
例規名 根拠条項	真岡市敬老祝金条例 第7条		
例規番号	平成10年条例第16号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (支給の停止及び返還) 第7条 市長は、祝金の支給が適当でないと認めた者に対し、これを支給しないことができる。 2 市長は、不当に祝金の支給を受けた者があるときは、既に支給した祝金の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 78

担当部署: 健康福祉部 いきいき高齢課

処分の概要	手当の支給制限		
例規名 根拠条項	真岡市ねたきり在宅者、認知症者及び重度心身障害者介護手当支給条例 第6条		
例規番号	昭和54年条例第8号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (手当の支給制限)</p> <p>第6条 市長は、ねたきり在宅者等が次の各号のいずれかに該当するときは、介護者に対する手当の支給を停止することができる。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条の規定による身体障害者更生援護施設に入所したとき。</p> <p>(2) 知的障害者福祉法第16条の規定による知的障害者援護施設に入所したとき。</p> <p>(3) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条の規定による老人福祉施設に入所したとき。</p> <p>(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条の規定による保護施設に入所したとき。</p> <p>(5) 病院等に入院し、介護を必要としなくなったとき。</p> <p>2 介護者が、次の各号のいずれかに該当するときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>(1) ねたきり在宅者等の介護を著しく怠ったとき。</p> <p>(2) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 80

担当部署: 健康福祉部 いきいき高齢課

処分の概要	手当の返還		
例規名 根拠条項	真岡市ねたきり在宅者、認知症者及び重度心身障害者介護手当支給条例 第8条		
例規番号	昭和54年条例第8号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (手当の返還) 第8条 市長は、いつわり又は不正な手段により手当の支給を受けた者に対し、支給した手当の全部又は一部を返還させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 127

担当部署: 健康福祉部 いきいき高齢課

処分の概要	保険料の督促手数料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市介護保険条例 第8条		
例規番号	平成12年条例第12号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (保険料の督促手数料) 第8条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 128

担当部署: 健康福祉部 いきいき高齢課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市介護保険条例 第9条第1項		
例規番号	平成12年条例第12号		
<p>【基準】</p> <p>第9条及び附則第6条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第9条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第6条 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 131

担当部署: 健康福祉部 いきいき高齢課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	真岡市介護保険条例 第13条から第16条まで		
例規番号	平成12年条例第12号		
【基準】	<p>第13条から第17条までの規定による。</p> <p>第13条 真岡市は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第14条 真岡市は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第15条 真岡市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは当該被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第16条 真岡市は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>第17条 前4条の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>2 前4条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日